

別記様式（第8条関係）

会議録

会議名	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第2回会議	
開催日時	平成28年11月25日（金） 午後1時30分開会 午後3時35分閉会	
開催場所	南足柄市文化会館 小ホール	
議長氏名	小田原市長 加藤 憲一	
出席者及び欠席者氏名	別紙1のとおり	
会議事項	1議題 別紙2会議次第のとおり	2会議結果 ・協議事項 協議第10号及び協議第11号を協議し、協議第10号は原案のとおり、また協議第11号は一部を修正（小委員会の審議期間を定める条項を追加）の上、全会一致で承認された。 ・報告事項 報告第6号を報告し、確認した。 ・その他 第3回会議の予定について報告し、確認した。
会議経過	別紙3のとおり	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回会議 次第 ・協議第10号 協議項目及び取扱区分について ・協議第11号 小委員会の設置について ・報告第6号 新市まちづくり市民懇話会のメンバー募集の結果について ・資料1 第3回会議の予定 ・小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 委員名簿 	

会議録の確定

平成29年1月17日(火)

会議録署名人 大村学 

会議録署名人 武井鈴世 

別紙1 出席者及び欠席者氏名

出席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
会長	加藤 憲一	委員	岡本 俊之
副会長	加藤 修平	"	大杉 覚
委員	加部 裕彦	"	木村 秀昭
"	時田 光章	"	川口 博三
"	柏沼 行雄	"	奥津 博
"	石田 和則	"	佐藤 廣理
"	飯山 敏明	"	鈴木 悅介
"	井上 和子	"	笠井 進
"	星崎 雅司	"	木村 啓滋
"	今村 洋一	"	小野 康夫
"	大村 学	"	市川 昭維子
"	井原 義雄	"	森住 敏逸
"	加藤 仁司	"	武井 鈴世
"	加藤 洋一	"	富樫 栄広
"	星崎 健次	"	宗像 達也
"	池田 真一		

出席者（事務局）

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	林 良英	事務局員	小沼 久晃
副事務局長	早川 潔	"	中村 亮一
"	松岡 武	"	片倉 紀彦
事務局員	村田 智俊	"	菅沼 雄太
"	深井 孝洋	"	室橋 宝
"	柳澤 寛晋	"	本多 勉
"	市川 深	"	岩本 良
"	杉崎 恵理子	"	小島 加奈子

欠席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
委員	牛山 久仁彦		
"	安藤 俊之		

別紙2 会議次第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

(1) 協議事項

【総括的項目】

協議第10号 協議項目及び取扱区分について

【合併関係項目】

協議第11号 小委員会の設置について

(2) 報告事項

【合併関係項目】

報告第6号 新市まちづくり市民懇話会のメンバー募集の結果について

4. その他

(1) 第3回会議の予定について

5. 副会長挨拶

6. 閉会

別紙3 会議経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
林事務局長	<p>定刻となりましたので、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第2回会議を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただく協議会事務局長の林です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の会議には、牛山久仁彦委員、安藤俊之委員の2名が、ご都合によりご欠席をされております。また、井原義雄委員、鈴木悌介委員、大杉覚委員におかれましても、若干遅れるとの連絡が入ってまいりましたので、その旨、ご承知おきいただきたいと存じます。</p> <p>当協議会規約第9条第1項の規定により半数以上の委員が出席されておりますので、会議は成立している旨、ご報告いたします。</p> <p>また、会議を開会するに当たりまして、報道機関の皆様にお願いいたします。円滑な議事進行を図るため、カメラ、ビデオ等による撮影は、この後の会長挨拶までとさせていただきます。ご協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、当協議会の会長でございます小田原市の加藤憲一市長からご挨拶を申し上げます。</p> <p>加藤市長、よろしくお願ひいたします。</p>
加藤会長	<p>皆さん、こんにちは。小田原市長の加藤でございます。</p> <p>本日は大変ご多忙のなか、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第2回会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、10月21日に開催した第1回会議におきましては、規約・予算のほか、合併・大都市制度・広域連携の各協議事項に係る検討方針といった、当協議会の設置手続きや検討・協議の大まかな方向性についてご承認をいただいたところでございます。</p> <p>こうした経過につきましては、両市の広報や協議会ホームページで公表させていただきましたほか、報道にも取り上げていただきましたことから、徐々にではありますが、市民の皆様の注目が集まりつつあるものと認識しております。</p> <p>そうした中、本日の第2回会議では、具体的な協議項目の確認や、より専門的かつ集中的な検討・審議を図ることを目的とした小委員会の設置についてご協議いただく予定でございます。</p>

	<p>委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、また、両市の住民としても、積極的にご意見を交わしていただき、当協議会における議論を深めて参りたいと考えております。限られた時間ではございますが、充分ご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
林事務局長	<p>加藤会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは次第の「3. 議事」に移らせていただきますが、ここでお手元に配付させていただいた資料の確認をさせていただきたいと思います。上から順に「会議次第」、「協議第10号」、「協議第11号」、「報告第6号」及び「資料1」でございます。その他に、卓上配付させていただきました資料として、本日の「出席者名簿」及び、協議第10号関係の別紙の続きで「取扱区分別事務事業数集計表」と「事務事業一覧表」でございます。協議第10号の後ろへ追加をお願いします。</p> <p>また、今後の協議のご参考としていただくため、詳細版の事務事業一覧表をご用意いたしましたので、後ほどお目通しいただければと存じます。</p> <p>なお、第1回会議の会議録がまとまりましたので、併せて配付させていただきました。以上、不足などがございましたらお申し出ください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。</p> <p>協議会規約により、会長が会議の議長となることになっておりますので、加藤会長よろしくお願ひいたします。</p>
加藤会長	<p>それでは、これより議事を進めさせていただきますが、ここで会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>小田原市の大村学委員と南足柄市の武井鈴世委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
加藤会長	ご異議ないようでございますので、会議録署名委員は、大村委員、武井委員のお2人にお願いいたします。両委員どうぞよろし

	<p>くお願ひいたします。</p> <p>ではまず、「(1) 協議事項」について、本日の協議件数は、総括的項目が1件、合併関係項目が1件となります。</p> <p>まず、「協議第10号 協議項目及び取扱区分について」を議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
早川副事務局長	<p>それでは私から、「協議第10号 協議項目及び取扱区分について」を説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料の「協議第10号 協議項目及び取扱区分について」をご覧ください。</p> <p>協議第10号は、当協議会における協議項目とその取扱区分を別紙のとおり定めることについて協議を求めるものであります。</p> <p>1枚めくって、別紙をご覧ください。</p> <p>当協議会における協議事項につきましては、第1回会議でご承認いただきましたとおり、「行財政基盤強化策としての合併に関すること」、「権能強化策としての大都市制度の活用に関すること」及び「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制に関すること」の3点でございますが、これらの事項の協議を進めるに当たりまして、具体に協議すべき項目を整理しましたものが、こちらに記載の25項目でございます。</p> <p>25項目のうち、23項目が合併関係の項目であり、これに大都市制度関係の項目と広域連携関係の項目をそれぞれ1項目ずつ加えた形となっております。</p> <p>このうち、合併に関する23項目につきましては、総務省が作成しました合併協議に係るマニュアルや他自治体の先行例を参考に設定するものでございます。</p> <p>併せて、限られた時間の中で多岐にわたる項目を効率的に協議するため、それぞれの項目の重要度や性質の違いにより、Aランク、Bランク、Cランクといった取扱区分に分類いたしますとともに、それに応じた組織レベルでの協議を行うこととするものであります。</p> <p>ではまず、25項目のそれぞれについてどのような内容の協議を行うか、概要を説明いたしますので、1枚めくって、2ページをご覧ください。</p> <p>こちらに各協議項目の内容をお示ししておりますが、協議後に</p>

市議会での議決等の手続きを要する事項につきましても、ここでは便宜上、「何々を定める」等の確定的な表記をしていることをご承知おきいただきたいと存じます。

まず、「1. 合併の方式について」は、地方自治法や合併特例法におきましては、合併の方式として「新設合併」と「編入合併」の2種類の区分がございますが、両市が合併する場合にはいずれの方式とするのかを定めるものであります。

「2. 合併の時期について」は、住民への周知期間や電算システムの統合等に要する準備期間等を考慮して、合併の時期を定めるものであります。

「3. 市の名称について」は、新設合併の場合には両市が廃止されますため、合併後の市の名称を定めるものであります。編入合併の場合には編入する側の市が存続いたしますため、法的には名称変更の必要は生じませんけれども、基本的な事項でありますことから、協議を行ってこれを定めることとするものであります。

「4. 事務所の位置について」は、市民の利便性、交通事情、他の官公署との関係といった、地方自治法において配慮すべきとされている要件に沿って、合併後の市の市役所本庁舎の位置を定めるものであります。なお、本庁舎以外の庁舎の取扱いにつきましては、「12. 事務組織及び機構の取扱いについて」の中で協議することとします。

以上の1から4までの4項目が、一般に、合併協議の基本4項目と言われるものでございます。

次に、「5. 財産の取扱いについて」は、2市が保有しております債権・債務や基金、土地といった各種財産の取扱いについて協議するものであります。

「6. 議會議員の定数及び在任等の取扱いについて」は、合併後の市の議員定数を定めますほか、合併に際して、合併特例法に定められた議員の定数や在任に関する特例措置を適用するか否か等を定めるものであります。

「7. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、委員の定数や任期に関する農業委員会等に関する法律施行令の特例措置を適用するか否かを定めるものであります。

「8. 地方税の取扱いについて」は、両市で課税している税目や税率に違いがある場合に、その調整を行いますほか、合併特例法に定められております不均一課税の特例措置を適用するか否か

を定めるものであります。

「9. 一般職の職員の身分の取扱いについて」は、両市的一般職の職員を合併後の市の職員として引き継ぐ際の給料、手当、その他の処遇について定めるものであります。

「10. 特別職職員の身分の取扱いについて」は、新設合併の場合は2市とも、編入合併の場合は編入される側の市において、市長、副市長及び各種審議会委員等の特別職職員が失職することになりますため、これら失職する者の処遇を含め、合併後の市における特別職職員の選任についての取扱いを定めるものであります。

「11. 条例、規則等の取扱いについて」は、事務事業調整の結果等を踏まえ、合併後の市における条例、規則等の制定、改定、廃止の取扱いを定めるものであります。

「12. 事務組織及び機構の取扱いについて」は、事務事業調整の結果等を踏まえ、合併後の市の事務を円滑かつ効率的に執行できるよう、市行政の組織、機構等について定めるものであります。

「13. 一部事務組合等の取扱いについて」は、両市若しくはいずれかの市が他の市町村との間で一部事務組合等の手法により広域行政事務を共同で行っているものについて、関係自治体と協議をするに当たっての方針を定めるものであります。

「14. 使用料、手数料等の取扱いについて」は、両市に同一目的の施設や事務事業があって、その使用料や手数料が異なる場合に、これを調整して、取扱いを定めるものであります。

「15. 公共的団体等の取扱いについて」は、森林組合、その他の協同組合、産業経済団体、福祉関係団体、文化事業団体等の公共的活動を営む団体について、合併後の市との間で引き続き円滑な連携を図るために必要な対応の方針を定めるものであります。

「16. 補助金、交付金等の取扱いについて」は、各種団体に交付している補助金や交付金について、その必要性等を含めて、制度のあり方についての取扱いを定めるものであります。

「17. 町名・字名の取扱いについて」は、合併時の町名、字名の取扱いについて定めるものであります。

「18. 慣行の取扱いについて」は、市章、市の木、市の花、市民憲章や各種宣言、といった両市それぞれの各種の慣行の取扱

いについて定めるものであります。

「19. 都市内分権について」は、地域の住民自治や市政参加を保障するための仕組みとして定められております都市内分権に関する制度について、これを合併に際して活用する場合の具体的な方法を定めるものであります。

「20. 行政連絡機構の取扱いについて」は、住民自治組織、すなわち自治会と市との間に、引き続き円滑な連携を図るために必要な対応の方針を定めるものであります。

「21. 電算システムの取扱いについて」は、各種電算システムの統合、新設等の取扱いについて定めるものであります。

「22. 新市まちづくり計画について」は、合併後の市のまちづくりの方針を示す新市まちづくり計画を策定するものであります。

「23. その他の事務事業調整について」は、1から22までの項目を除く、すべての分野の行政サービスや制度等の取扱いについて定めるものであります。

「24. 中核市移行に関する事項について」は、両市が合併した後の中核市への移行の是非や時期等についての方針を定めて、中核市移行基本計画（案）を策定するものであります。

「25. 新たな広域連携に関する事項について」は、合併と中核市への移行により中心市としての行財政基盤や権能が強化された後の、県西地域における広域連携のあり方について方向性を定めるものであります。

25の協議項目の内容は以上でございます。

続いて、これらの協議項目の取扱い等についてご説明いたしますので、ページをめくって、4ページをご覧ください。

こちらにお示しします取扱区分という考え方でございますが、先程触れましたとおり、この協議会で取扱います協議項目は、広範囲かつ膨大な量になりますため、限られた時間の中で漏れなく、また効率よく協議を進めるために、特に重要な項目や市民への影響の大きい項目を重点的に検討・協議することができるよう、あらかじめすべての協議項目及び事務事業を分類するものであります。

具体的には、すべての協議項目及び事務事業について、こちらの表にお示ししますとおりの設定基準により、A、B、Cという

ランクで分類いたしますとともに、協議会本体においては、重要度の高いAランクの項目に協議の重点を置いていくこうとするものであります。

まず、Aランクにつきましては、協議項目のうち特に重要な事項であって、合併等の是非判断において大きな要素となると考えられるもの、という基準としまして、具体には（ア）の合併の基本4項目、（イ）の合併特例法の特例措置等に関わるもの、（ウ）の複数の部会に関連するものや総合的な調整が必要なもの、（エ）の中核市移行に関する事項及び（オ）の新たな広域連携に関する事項を対象とするものであります。このAランクに位置付けたものにつきましては、協議会の会議において協議・決定するものといたします。

次に、Bランクは、Aランク以外のもので、2市の間で取扱いが異なるもの及び格差が大きいものを対象としまして、これらは、2市の副市長等で構成します幹事会において協議・決定した結果を協議会会議に報告し、承認を得るものとします。

Cランクは、Aランク以外のもので、2市の間で取扱いの違いや格差が小さく、市民への影響が小さいもの及び内部事務を対象としまして、これらは、両市の部長級職員で構成する部会で協議・決定した結果を、幹事会及び協議会会議へ報告し、承認を得るものとします。

続いて、この資料の続きとしまして、本日卓上配布した資料「取扱区分別事務事業数集計表」をご覧ください。5ページから始まる資料でございます。

こちらは、ただいまご説明いたしましたA、B、Cランクの取扱区分ごとの事務事業数の集計であります。今後の部会・分科会における検討・調整を通じて若干の変動はございますが、現時点での調整対象となる事務事業数は3,284件でございます。ランク別では、Aランクが1,051件、Bランクが197件、Cランクが2,036件となっておりまして、部会別に見ますと、福祉・医療部会の担当分が566件と最大となっております。

次の6ページ以降には、事務事業全件の一覧を添えてあります。

本日この場では、おおまかに一覧表の構成のみをご説明いたしましたが、表は、左から順に、「通し番号」、「A、B、Cのランク分け」、「事務事業名」、「担当する部会名」を表示しております。「協議項目」の欄は、先程資料の1ページでご説明いたしました

	<p>5項目のうちの、合併に関する23項目の分類を示しております て、一覧表全体をその順に整理しております。</p> <p>1番の「合併の方式」から4番の「事務所の位置」までが、合併の基本4項目。5番から55番までの51件が「財産の取扱い」、56番が「議会議員の定数及び在任等の取扱い」、57番と58番が「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、59番から65番までの7件が「地方税の取扱い」、66番から70番までの5件が「一般職の職員の身分の取扱い」、71番から8ページの254番までの184件が「特別職職員の身分の取扱い」、255番から9ページの306番までの52件が「条例・規則等の取扱い」、307番から10ページの401番までの95件が「事務組織及び機構の取扱い」、402番から413番までの12件が「一部事務組合等の取扱い」、414番から12ページの582番までの169件が「使用料、手数料の取扱い」、583番から605番までの23件が「公共的団体の取扱い」、606番から16ページの929番までの324件が「補助金、交付金等の取扱い」、930番が「町名・字名の取扱い」、931番から943番までの13件が「慣行の取扱い」、944番が「都市内分権」、945番と946番が「行政連絡機構の取扱い」、947番から17ページの1050番までの104件が「電算システムの取扱い」、1051番が「新市まちづくり計画」となっております。ここまで1051件がすべてAランクの位置付けでございます。1052番以降、最終33ページの3284番までは、Aランク以外の「その他の事務事業調整」ということで、BランクのものとCランクのものが混在いたしますけれども、担当する部会の順に整理をしてございます。今後の協議の進捗に応じて、こちらは適宜ご参照いただければと存じます。</p> <p>以上をもちまして、「協議第10号 協議項目及び取扱区分について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。</p>
加藤会長	ただいま事務局から、「協議第10号協議項目及び取扱区分について」説明がございましたが、協議に入ります前に、今ちょうどご臨席いただきました2人の委員さんが、第1回目の会議でご紹介させていただきしておりませんでしたので、事務局の方からご紹介申し上げます。

林事務局長	<p>それでは、本日ご出席いただきました委員のうち、第1回会議をご欠席された方につきまして、私の方からご紹介をさせていただきます。所属されている団体名とお名前をお呼びいたしますので、恐縮ではございますが、お1人ずつ、その場でご起立くださいますようお願ひいたします。</p> <p>小田原箱根商工会議所会頭の鈴木悌介委員でございます。 首都大学東京大学院教授の大杉覚委員でございます。 どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。</p>
加藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、先程の事務局の協議第10号の説明を受けまして、皆様方からご質問、ご意見を賜りたいと思いますので、ご質疑、ご意見等ございます方は、挙手にてご発言いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>今村委員、お願ひいたします。</p>
今村洋一委員	<p>小田原市議会議員の今村でございます。</p> <p>協議項目と取扱区分について、内容的には一覧表を見て把握はできるわけですが、この協議の進め方といいますか、全体のタイムスケジュールがまったく示されていない状況の中で、かなりの量があるそれぞれのA、B、Cランクの議論をしていくわけですが、この辺のタイムスケジュール的な大枠的な進め方についてはどのようにお考えなのでしょうか。</p>
加藤会長	<p>事務局の方から説明をお願いします。</p>
早川副事務局長	<p>ただいまご説明いたしました協議事項ですが、事務事業3、284件と大変多岐に渡ってございます。こちらをどのように協議していくかにつきまして、第1回会議の中で、今後の協議予定の案ということでお示ししてございましたけれども、そちらの中では、各種事務事業調整としまして、第2回から第7回まで、6回分の協議会においてお諮りしていくという予定にしてございます。ただ、そちらの中身につきまして、どれをどの順序で諮っていくかということは前回お示しできておりませんでしたけれども、基本的には、協議第10号の25項目一覧表の順に沿って進</p>

	めてまいりたいと思っておりますけれども、また改めて、こちらの進め方につきましては次回以降、お示しをさせていただきたいと存じます。
今村洋一委員	お話はよく分かるのですが、例えばAランクの事業の中で基本4項目とか、ボリュームがある、かなり決定に至る経緯に時間がかかりそうなものが含まれていたり、協議会で承認をすれば次に進んでいけるものがあったり、もう少し全体的に見えるような資料をお示しいただけるとありがたいかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。
加藤会長	事務局お願いします。
早川副事務局長	今、委員からご指摘のとおり、協議の1件1件それぞれ、内容が多岐に渡っておりまして、時間を要するもの、あるいは1回では決着がつかないもの、多々あると思います。そうした中で、基本的には順番に沿って進めてまいりますけれども、いずれにしても全体の6回の中できちんと処理できるようなスケジュールを、次回以降、改めてお示ししたいと存じます。
加藤会長	はい、よろしいでしょうか。 その他にございますでしょうか。鈴木委員、お願いします。
鈴木悌介委員	小田原の商工会議所の鈴木でございます。 今の今村委員のご質問に関連すると思いますが、このAランクは協議会で決めていくということですが、これが1,051件あると。これから、今日を含めてあと6回の中で決めていくとなると簡単に計算すると1回175項目、3~4時間やるとても大体、1案件1分でということになりますが、それは、現実的なのでしょうか。
村田事務局員	鈴木委員がおっしゃるとおり、Aランクだけでも1,051件と非常に多いですが、ただ1,051件のうち、かなりボリュームを占めているものといったしまして、先程の25項目でいうところの、番号で言いますと10番の特別職職員の身分の取扱い、また14番の使用料、手数料等の取扱い、あとは16番の補助金、

	<p>交付金等の取扱い、実態としましてはこの辺りが1,051件とかなりの部分を占めておりまして、これにつきましては1件1件ご協議という形ではなく、例えば補助金、交付金ということでしたらば、その後ろに全体として調整したリストを付けさせていただきまして、その中で差があるもの、調整の中で現状と変わってくるもの、そうした調整をした部分につきまして、ご説明を申し上げて、ご審議をしていただくというような方式でいこうと思っておりますので、全体として、1,051件そのまま1件1件という形にはならないという風に思っておりますので、今想定しております回数の中で協議は進めていけるものと考えております。</p>
加藤会長	鈴木委員、お願ひします。
鈴木悌介委員	<p>ご趣旨はよく分かるのですが、現実的に6回で割ると175項目になるのですが、大体会議を3~4時間やるとすると、実質的には1項目1分でということになります。その1項目の中にご説明が、となってくると、ほとんど資料を読んで終わってしまいます気がするのですが、その中でさらに、先程今村委員がおっしゃられたように、相当議論をしていかなければいけない、時間がかかりそうな議案もあるわけで、そういう意味で全体のスケジュール、この議事の進め方について、議論が尽くせるような、そんなご配慮をお願いしたいと思います。私ども委員としても、ここへ来て初めて資料を見せていただいて、分かりましたというわけにもなかなかいかないかと思いますので、その辺のご配慮をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。 その辺りはおそらく、他の委員さんも実際どうなのかなという思いを持ってらっしゃると思いますので、事務方の方としましても、議論のイメージができるように、こういう形でいついつ、というものが提示できるよう、次回以降、お示しをしていきたいと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。 では、目の前に大杉委員が座っていらっしゃいますので、もしよろしければですが、他のこういった協議の中で、今、今村委員、</p>

	<p>鈴木委員がご心配になっていらっしゃるケースがどういう形で提示されているか、もし差し支えなければ、ご経験の中で少しお話をいただけたらありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
大杉覚委員	<p>ご指名を受けましたので、少し私の方からお話しさせていただきたいと思います。首都大学東京の大杉です。</p> <p>今日、この事務事業数を出されて、このボリュームに圧倒されるところがあろうかと思います。限られた時間の中で、きちんと両市が合併に向けての協議を進めていく上で、やはりきちんとした対応をしていかなければいけないと思いますが、すでに事務局からもお答えいただいているとおり、一定の考え方を整理すれば、ある程度形式的に議論していくもの、こういったことについてはなるべく分かりやすく示していただくことも必要になってくると思いますし、やはり、きちんと時間をかけなければいけないものの、そこについて、メリハリをきちんと出していくということが非常に重要ではないかと。こちらの任意協議会の場でも、そうしたことをきちんと示して、市民の皆様方に理解していただけるように、考え方を整理していく必要があるかと思います。</p> <p>そういったことで、今日も、表という形でお示しいただいたのですが、まだまだこれだと少し分かりにくいところがあるかと思いますので、いくつかの観点といいますか、形式的にある程度こういう風に整理できるのだというような、大つかみができるような分類などを、少し、これから整理をしていただけると、今後、我々の場でも議論していきやすくなるでしょうし、また、理解しやすい形になっていくと思います。</p> <p>ただ、どうしても、2つの自治体間の全体を見渡さなければいけないということで、ある程度、この時間なりボリューム感に耐えていかなければいけないところがどうしても出てこようかと思いますけれども、今申し上げたようなことで進めていくのが可能かなと考えております。よろしいでしょうか。</p>
加藤会長	<p>ありがとうございました。今のご意見をいただきながら、次回以降しっかりと議論を進めていくように、当然、必要な時間をかけていかなければなりませんので、時間の都合で議論を終息することはできませんから、その辺はしっかりとメリハリをつけていきたいと思います。</p>

	<p>皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>では、ご質疑等も尽きたようでございますので、お諮りいたします。「協議第10号 協議項目及び取扱区分について」につきましては、原案のとおり、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
加藤会長	<p>ありがとうございます。ご承認いただいたものとさせていただきます。</p> <p>次に、「協議第11号 小委員会の設置について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
早川副事務局長	<p>「協議第11号 小委員会の設置について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料「協議第11号 小委員会の設置について」をご覧ください。</p> <p>協議第11号は、規約第10条の規定に基づき、別紙のとおり小委員会を設置することについて協議を求めるものであります。</p> <p>1枚めくって、別紙をご覧ください。</p> <p>当協議会の規約第10条第1項では、協議会における協議事項の一部について調査し、または審議させるため、協議会に小委員会を設置することができる旨を規定しております。この規定に基づきまして、事務局といたしましては、Aランクに位置付けられている重要な協議項目のうちでも、「議会議員の定数及び在任等の取扱い」について、規約に基づく小委員会を設置し、調査及び審議を付託すべきものと考え、お諮りするものであります。</p> <p>この小委員会を設置する理由といたしましては、合併に際しての議員の定数や在任等の取扱いに関しましては、合併特例法に特例措置の定めがございますが、これを適用するか否か等につきましては、特に専門的かつ集中的に調査・検討を行う必要があると考えるためであります。</p> <p>この小委員会への付託事項は、議会議員の定数、特例の活用、及び議員報酬の3項目としております。</p> <p>委員構成につきましては、議会の権能、役割及び運営等に精通した委員としております。</p>

	<p>この小委員会を設置するに際しまして、その組織や運営等の必要な事項につきましては、規約第10条第2項の規定に基づいて小委員会規程を定めるものといたします。</p> <p>1枚めくって、2ページをご覧ください。</p> <p>こちらが、議会議員の定数及び在任等に関する小委員会規程の案でございます。主な条項を説明させていただきます。</p> <p>第2条では、当委員会の所掌事務としまして、議会議員の定数、定数及び在任の特例の適用、及び報酬に関することについて、調査又は審議を行う、としております。</p> <p>第3条第2項は、委員は、規約第6条第1項第5号の委員をもって充てるとございますが、これはすなわち、両市の議会議員であって当該議会の議長が推薦する者として、この協議会にご参画いただいている委員でございます。該当する委員は、今村委員、大村委員、井原委員、加藤仁司委員、加藤洋一委員、星崎健次委員、池田委員、岡本委員の8名であります。</p> <p>第5条第4項は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができると定めますほか、第5項では、会議は非公開とするが、会議概要は公表する旨を定めるものでございます。</p> <p>以上をもちまして、「協議第11号 小委員会の設置について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。</p>
加藤会長	<p>事務局から、「協議第11号 小委員会の設置について」説明がありましたが、皆様から、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。ある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>加藤委員、お願いいたします。</p>
加藤洋一委員	<p>南足柄の加藤と申します。</p> <p>ここで、市議会議員の定数、任期、報酬、報酬まで決めてしまうというこのような小委員会なんですけれども、それをここに出席している議員8名だけで検討をするという案なんですけれども、第3者的に、例えば大杉先生のような方に入っていただいて、しかも非公開ということですから、議員8人だけで、もちろん事務局は入るでしょうけれども、任期だと定数、報酬等まで決めてしまっていいのか、ちょっと違和感があるんですけども、議員8名だけで決めるということがどのようにして決まったのかお</p>

	聞きたいです。
加藤会長	事務局、お願ひします。
早川副事務局長	<p>今回、こちらの規程の中で、議会からご参画いただいている委員の方8名ということで書かせていただいておりますのが、この協議会の小委員会という位置付けでございますので、まず、この協議会のメンバーの中で選出をさせていただきたいということと、その中でも、議会というものの権能・役割・運営について精通されている方ということで、今回8名の方をもって構成するという案を示させていただいております。</p> <p>ただ、こちらの小委員会においてすべて決定していくということではございませんので、審議をしていただきて、案や考え方をまとめていただくという考え方でありますので、そういう内容を小委員会の方でご審議いただければと考えております。</p> <p>また、8名の方以外にご専門の方のご助言等が必要ではないかとのことです、こちらにつきましては規程の第5条の第4項におきまして、委員長は必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる、としておりまして、例えば学識経験者等、見識のある方をお招きして、加わっていただくということも可能かと考えております。</p>
加藤会長	加藤委員、よろしいですか。
加藤洋一委員	はい。
加藤会長	今村委員、お願ひします。
今村洋一委員	<p>規程を読んだ時に、元々の規約の小委員会というところを読みますと、会長が、審議させるために協議会に小委員会を置くことができると、小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り決定するということで今回出てきているんだと思うのですが、この中に、先程も言いましたスケジュールの話と同じ流れですけど、会長が定める期間で協議をまとめるとか、そういうような項目が入っていないんですね。小委員会に委託しっぱなしというか、答えが出るのを待つというか、そんなような文言が並ん</p>

	でいるわけですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。
早川副事務局長	<p>ただいま委員からご指摘いただきました、小委員会における審議の期間ということでございますけれども、私ども事務局としましては、第8条の、この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるという部分で、期間も含めて指示をできるかなと考えておりましたが、明示するという形になりますと、例えばどこかの条項に期間も指定してという形で対応は可能かと思いますけれども、この第8条の中で定めて、設置の時点で指定するという形を取らせていただければと考えております。</p>
今村洋一委員	<p>議会にとってみると、小委員会における議論というのは、先程加藤委員もおっしゃっていましたけど、両方の4名だけでやるというのは、大変責任の重い議論になってきます。そういった中で、それぞれの特別委員会を設置していますので、そういったところに諮ったり意見交換したり、そういう手間も出てくると思うんですね。</p> <p>そうした中で、やはりある程度期間を定めて取り組まないと、これは委員長が召集できることになっていますので、その期間に合わせて集中的にやるしかないと思うんですよね、もし設置した場合には。その辺のところの定めは、会長が定めて、いつまでと、そういう文言を入れた方がいいのではないかと、意見だけ申しております。</p>
早川副事務局長	<p>再度のお尋ねでございましたけれども、委員ご指摘のように、期間を指定することは非常に重要なことと考えます。こちらの規定のどこかの条項の中に、会長が設置の際に期間を指定するという文言、条項を加える形で調整させていただきたいと思います。</p>
加藤会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい、鈴木委員。</p>
鈴木悌介委員	<p>先程の加藤委員と同じような意見かもしれません、私自身は、今回この委員会のメンバーに入られる8名の市会議員の皆様の見識ですとかを決して疑うものではございませんが、やはり自分たちの処遇を自分たちで決めるというのは、なかなかこう両面で難</p>

	しいのではないかと思いますので、そもそも1ページのところに構成員の案として、議会の権能、役割、運営に精通した委員と書いてありますけれども、これは必ずしも現職の議員さんに限らないと私は思うのですが、そういう意味では少し大所高所で意見を言っていただける方をこの委員会の中に、この協議会の委員の中からご選任いただくということも適當かなと思います。
加藤会長	ありがとうございます。事務局、何かありますか。
早川副事務局長	今、鈴木委員からご指摘いただきました。先程の学識のある方等と同じですけれども、この8名の委員の方以外に必要であれば、第5条第4項の規定に基づきまして、設置された小委員会において、委員長の権限において、必要な者を出席させ、助言を求めるとして、そういう対応をしていただければと考えております。
加藤会長	はい、よろしいでしょうか。 では、池田委員。
池田真一委員	南足柄の池田でございます。 この小委員会の期間の話題がありましたけれども、何をもってこの委員会は終了するのかと、どういう結論を出して、どういうところで承認を得るのか、終わり方、結論の出し方が不明確かなと思うのですが、いかがでしょうか。
加藤会長	事務局、お願いします。
早川副事務局長	こちらの小委員会におきます、第2条の所掌事務のところで3項目あげてございますが、こちらの調査、審議の結果というものを、この協議会の本体の会議の場に報告いただくことをもって、小委員会の調査、審議は終了ということになります。そこに至るまでの間の小委員会の活動状況、検討状況については、適時、こちらの協議会にご報告をさせていただく形を考えております。
加藤会長	よろしいでしょうか。 では、鈴木委員。

鈴木悌介委員	<p>再確認なのですが、今のご質問と関連するかもしれません、 1ページ1番の2行目のところに、協議会における協議事項の一部について調査し、または審議させるためとありますが、審議というのは決めるということだと私は思っておりますが、この関係と、それから先程Aランクについては最終的にはこの協議会全体で決めるということだったと思いますが、ちょっと確認のために質問させてください。</p> <p>結局、会長が小委員会に案を出しなさいという業務を委託して、それに応じて小委員会が案を作り、そしてこの全体の協議会に上げて、最終的にはこの協議会で審議をするということでよろしいのでしょうか。</p>
早川副事務局長	<p>その点、説明が不足しておりますので申し訳ございません。 こちらの小委員会におきまして、調査、審議とありますのは、言つてみれば、この協議会本体の会議から諮問するような形です。それについて、調査、審議して考え方をまとめていただいたものをこの協議会の本体会議に報告という形でお返しいただいて、この協議会において改めてご協議いただいて、決定するといった流れになります。</p>
加藤会長	<p>すみません、説明が不足だったようですね。</p> <p>いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、質疑も尽きたようでございます。</p> <p>「協議第11号 小委員会の設置について」につきましては、原案のとおり、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
加藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次第の「3. 議事」のうち「(1) 協議事項」につきましては以上となります。</p> <p>続きまして、「(2) 報告事項」に移らせていただきますが、今回の報告件数は合併関係項目1件となっております。</p>

	<p>では、「報告第6号 新市まちづくり市民懇話会のメンバー募集の結果について」を議題といたします。</p> <p>事務局に報告を求めます。</p>
松岡副事務局長	<p>それでは、「報告第6号 新市まちづくり市民懇話会のメンバー募集の結果について」を説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料「報告第6号 新市まちづくり市民懇話会のメンバー募集の結果について」をご覧ください。こちらは、メンバー募集の結果を報告するものでございまして、1枚おめくりいただき別紙をご覧ください。</p> <p>両市が合併する場合の将来ビジョンを示す「新市まちづくり計画」の策定に当たっては、市民の意向を把握することは大変重要なことと考えております。その一環として、新市まちづくり市民懇話会を開催するにあたり、別紙募集ちらしに基づき、両市5人ずつ計10人を10月24日から11月14日まで、懇話会メンバーを募集したものです。</p> <p>なお、新市まちづくり市民懇話会では、新市のまちづくりの基本方針や施策など計画策定の参考とするため、合併後の市をどのようなまちにしたいか、その実現に必要なものは何かなどについて、ワークショップ形式で話し合っていただくものであります。</p> <p>募集対象は、これから両市を担う若い世代や子育て世代の声を計画に反映していく観点から、年齢要件を18歳以上、60歳未満といたしました。</p> <p>募集結果についてでございますが、応募者総数は11月15日現在で18人という結果でございます。その後、郵送による提出がありませんでしたので、18人が最終的な応募者総数であります。</p> <p>応募者の内訳としては、応募者総数18人のうち、男性が8人、女性が10人で、小田原市民は11人、南足柄市民は7人という結果でございました。この応募者を対象として、両市の職員からなる選考委員会により選考を進め、12月上旬には応募者全員に選考結果を通知する予定でございます。</p> <p>1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。</p> <p>懇話会につきましては、今回の公募による10人のほか、商工業、観光、子育て、市民活動などの団体からの推薦者10人と合わせて、計20人で構成することになります。こちらは、公募以</p>

	<p>外の団体からの推薦結果の一覧でございます。分野別に両市5人ずつの10人となっており、男性7人、女性3人、年代別では、30歳代が4人、40歳代が3人及び50歳代が3人となっております。</p> <p>以上をもちまして、「報告第6号 新市まちづくり市民懇話会のメンバー募集の結果について」の報告を終わります。</p>
加藤会長	<p>「報告第6号 新市まちづくり市民懇話会のメンバー募集の結果について」報告が終わりました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>はい、大村委員。</p>
大村学委員	<p>2ページ目の参考で出ているところの説明を聞きそびれてしまったのですが、これは団体からの推薦の表と考えてよろしいですか。</p>
加藤会長	<p>事務局、お願いします。</p>
松岡副事務局長	<p>2ページ目の参考として付けております一覧表につきましては、すべて団体からの推薦者ということで、お名前も含めていただいたい結果となっております。</p>
大村学委員	<p>分かりました。これが、決定した人なのかと勘違いをしました。</p>
加藤会長	<p>はい、公募枠が10人と、団体からの推薦枠が10人ということで、団体推薦がこの名簿のとおりということですね。</p>
大村学委員	<p>はい、分かりました。この団体から出された小田原市の方が、女性が1人も含まれていないものですから、ちょっと寂しいなと思いました、私の勘違いもありました。お許しください。</p>
加藤会長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>加藤洋一委員。</p>
加藤洋一委員	<p>今の説明で、市民の方20名が、これから両市の都市ビジョン等、新市まちづくり計画を作っていただける、しかも時間もあま</p>

	<p>りない、1月から3月の中で5回の開催と大変なご苦労をしていただことになるのですけれども、そこでちょっと両市長にお聞きしたいのですが、これから市民の方たちが一生懸命、両市が合併を想定した場合のまちづくりということで計画を作るんですけども、その時に、両市長の都市ビジョンとか都市像、夢というようなものが、予めこのメンバーの方々に伝えられて、新市まちづくり計画というものが作られていくのか、それともまったくフリーな状態で市民の方20名に新市まちづくり計画を作っていたら予定なのか、どのように両市長がお考えなのか、お聞きします。</p>
松岡副事務局長	<p>新市まちづくり計画の策定にあたりましては、今ある両市の総合計画を基本的には参考にし、今あるものをベースにしながら、2市が一緒になった時にどのようなまちづくりができるかということを市民の方々に話し合っていただく場ということで、事前に両市長の方から、そういうビジョンをいただいて計画を作るということは、考えておりません。</p>
加藤洋一委員	<p>両市の市長の意見は入らない、意向は入らない、都市ビジョンも入らないという今のご回答でしたけれども、小田原市だけの総合計画、南足柄市だけの総合計画、今ありますけれども、そのいいところだけを取ってきて、新しい新市まちづくり計画ができたって、イメージが私は湧かないのですが、小田原だけで作った総合計画、南足柄だけの総合計画を足すのではなくて、両市が入ると、海、山、川、いろいろな自然が入ってくるという、ちょっと形が変わってくるような気がするんですよ、私が想定した場合に。その辺のこと、それを市民の人にお任せして、両市の面積とか人口規模を合わせた計画を作ってくださいと、丸投げするという理解でいいのでしょうか。</p>
松岡副事務局長	<p>今ご指摘いただいたところですけれども、ちょっと説明が足らなかったですが、まずこの懇話会自体は、いわゆる計画自体を一から作るという組織にはなっていないということを前提として、ご承知をいただきたいところでございまして、ただ、両市の総合計画を単にいいとこ取りをするということではなく、委員からご指摘のように、それを融合したものに新たな視点を持って、市民</p>

	の方々の考えを落としこんだ中で、新市の計画として何か新しいまちづくりができるものがあるかないか、どういうことをしていきたいか、意見としていただきたいという風に考えております。
加藤洋一委員	私が懸念しているところなのですが、例えば、一生懸命この5回の会議を開催して、新市まちづくり計画ができてこの協議会に上がってきたという時に、例えば両市の市長さんが、自分の思いと違うなとか、そのような懸念がないのかどうか、市民が作ったことですからすべてを受け入れるということでも、フリーに受け入れるのか、両市の市長がそれぞれ思い描くイメージと、合併を想定した場合ですが、合併ありきではないので、そうした場合の計画とは違ってきた時の対応等は特に問題はないのか、最後にお聞きします。
松岡副事務局長	市民の方々からいただいた意見についてまとめたものを、計画の素案という形の中で事務局で作り上げて、それは当然に事前に両市の企画部を含めて首長にも確認していただいた上で、協議会の方に提出したいと考えております。
加藤会長	せっかくお尋ねいただいたので、会長、副会長から一言ずつ。 基本的には、それぞれが持っている総合計画には、市としての政策的な思いとか現状を踏まえた政策が落とし込まれていますので、それをある程度踏まえたものに当然なると思います。ただ、それらを踏まえたうえで、フリーにそれぞれの思いを持って参加された方たちが、今後の新市を構想していただく。フリーに構えていただくことが大事な部分だと思います。そういうものを、これから我々が協議会で作っていく新市まちづくり計画を組み立てるうえで、参考にさせていただくということでございますので、そのままガチッとしたものが出てくるというよりは、我々が組み立てていく協議の中の濃淡付けに、市民の皆さんのがい・危機感・課題意識というものを取り入れていきたいと思っておりますので、できるだけ、現場の市民の皆さんの感覚が自由に語られることが重要だと思います。
加藤副会長	この懇話会は、一定の与件の中で自由闊達な議論をしていただくものだと思います。私は当初から申し上げていますが、予断を

	<p>持たない自由闇達なご意見の下で、一つ一つの議論を経て収斂をし、メリット・デメリットをしっかりと把握していくこうというものでございますので、懇話会メンバーの方には自由闇達にいろいろなご意見を出していただきたい。そのように思っております。</p>
加藤会長	<p>小田原の加藤委員、お願ひいたします。</p>
加藤仁司委員	<p>小田原の加藤です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>この懇話会に応募された皆様から寄せられた様々な動機、期待される効果、いろいろな項目があります。私はこの中身に大変興味を抱いておりまして、先のアンケートの結果でも、2市の協議は必要であるという数が相当数あった。やはり、皆様方がどのような考え方を持ってこの懇話会に臨みたいかという気持ちが、一番そういうところに出てきているのではないかと思います。それを、大見たいところなのですが、この情報の部分については公開することは可能なのでしょうか。我々に示すことができるのか伺いたいと思います。</p>
松岡副事務局長	<p>応募用紙自体をお見せするというのはなかなか難しいと思いますが、各方からいただいたものを一つのペーパーにまとめた形でお見せすることは可能かと考えております。必要があれば、次回以降、資料として用意させていただければと思います。</p>
加藤仁司委員	<p>それはぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>もう一つ、団体推薦の皆様方については、一般市民の方の応募と同じように、動機やこれからの期待などの意見はいただいているのでしょうか。</p>
松岡副事務局長	<p>公募以外の団体推薦の方には、この懇話会の趣旨というものを説明した上でご参加をいただいているという形で、特に応募動機、応募用紙などの形ではいただいておりません。</p>
加藤仁司委員	<p>分かりました。</p> <p>やはり、こういった懇話会に参加される方ですので、いろいろな思いをお持ちではないのかなと思いますので、こちらから見れば、その団体推薦の方も何かご意見あれば、何かの機会に出して</p>

	<p>いただいたて、別にお名前を出してほしいということではなくて、先程の意見をまとめたものと同じように、このような意見を持つ団体推薦の方もいらっしゃると、できれば資料としていただければありがたいと思います。</p>
松岡副事務局長	<p>正式には、1月から懇話会が開催していくわけですが、12月には事前の説明会がございますので、その中で、そういう形のご意見もあったことを踏まえてお話をさせていただく中で、もし何か特別に伝えたい思いがある場合は、提出していただくという形でお話はさせていただきたいと思います。</p>
加藤会長	<p>よろしいでしょうか。 星崎委員、お願いします。</p>
星崎健次委員	<p>募集をかけたところ、18名の方が応募してくださったということで、内容を見ても10代から50代と万遍なく応募されています。この中から選考していくのですが、その辺の選考基準をもう少しお話しいただきたいのと、例えば、募集が100名、200名だったらあれなのですが、今回、10名の枠に18名ということなので、先程から両市長もオープンに意見をということなので、この18名がちょっとスタイルを変えてとかで関わっていけたらと思います。せっかく応募してくださったので、全員が参加できるというようなことは可能でしょうか。</p>
松岡副事務局長	<p>元々、20名という枠の中で事業計画含めてやっているところでございまして、懇話会自体に応募者全員がご参加することは今の段階では考えてございません。</p> <p>懇話会のメンバーの選考につきましては、応募用紙の記載内容、応募の動機、合併した場合に期待される効果、合併した場合にどのようなまちになってほしいかを記載いただいておりますので、その内容をよく審査して、年齢層や男女比等も考慮しながら選考していきたいと考えています。</p>
加藤会長	<p>よろしいでしょうか。 では井原委員、どうぞ。</p>

井原義雄委員	<p>小田原の井原でございます。遅参いたしまして、大変申し訳ございません。</p> <p>1点確認をさせていただきたいのですが、スケジュールですが、12月に開催される事前説明会、これから始まって、1月から3月までで5回というスケジュールですが、事前説明会1回のみでいいのかどうか、これは言ってみると1回という解釈でよろしいのか確認をさせていただきます。</p>
加藤会長	事務局、どうぞ。
松岡副事務局長	<p>事前説明会についてのお尋ねですが、12月に懇話会というものの考え方、また、2市協議会が始まった背景や、今後ご議論いただきたい内容ということで、12月に事前説明会を予定しております、事務局としましては、その中で時間的には足りると考えております。</p>
井原義雄委員	<p>もう少し親切な対応をすべきではないですか。皆さんがあんと同じように認知していればいいのですが、やはり、いろいろな部分で合併に対する考え方には、いろいろな方向がある。事務局が考えている以上に、市民の方にはもう少し親切な対応で、1回ではなく数回はかけて事前説明会をやって、共通認識を持っていただく中で、この市民懇話会に入るべきだと考えますが、いかがでしょうか。</p>
松岡副事務局長	<p>1月から3月までの中でも5回は必ずやっていかないと、懇話会としての意見の収束、集約ができるないことがあります。そのような中で、事前にという形としては、資料を先に配付した中でご確認をいただいて、その中で不明な点やご質問がありましたら事前に受け付けるなどして、まずは対応させていただければと考えております。</p>
井原義雄委員	<p>できましたら、このように参加される市民懇話会のメンバーの方には、親切な対応をぜひお願ひいたします。</p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。この点は、井原委員のおっしゃるとおり、しっかりいろいろな議論を出していただくために力を尽くし</p>

鈴木悌介委員

ていきたいと思います。

その他いかがでしょうか。鈴木委員、お願いします。

小田原箱根商工会議所の鈴木でございます。2点あるのですが、まず1点は、先程から何人かの委員の方のご意見を伺っていて少し不安になったのは、この懇話会のタスクが何かはっきりしていないかなと思います。ある方は、ここで基本的な新市まちづくり計画の素案を作るという風に理解される委員さんもいらっしゃるかもしれませんし、あるいは、単に皆様から意見をいただくという認識をされているかもしれませんし、先程事務局から意見を集約する、という言葉が出てきたので、これがまた混乱要素だと思うのです。いろいろな意見が出てきて、その意見をある意味羅列的に扱うということなのか、あるいは1つの方向性をまとめていくというのが今回の懇話会の目的なのか、あるいはこの短い時間の中でまちづくり計画の素案的なものを作っていくのが目的なのか、ちょっとその辺がはっきりしない気がしますので、その辺をはっきりさせていただきたいのが1点でございます。

もう1点は、今回、市民の懇話会ということで、団体枠で私ども小田原箱根商工会議所から1名推薦させていただいているのですが、なかなか難しいんですね。例えば、この41歳男性が推薦されて参加しましたと。その人は、小田原箱根商工会議所を代表しての意見を述べることができるのかどうか、あるいは商工会議所から推薦されたけれども、商工業の一員として、自分の個人的な意見を述べるかというのが非常に不明瞭でして、この方はたぶん発言ができないのではと思います。商工会議所としての意見だということになれば、当然今回、協議会には私が商工会議所のトップとして参画させていただいているので、最終的には私の方から商工会議所としての意見を出すことはできると思いますが、ただ、この懇話会の中で、商工会議所から出ている方が商工会議所の意見を求められても、彼は発言ができないのではと思います。

ですから、仮に懇話会の中で商工会議所からの意見がほしいということであれば、それはまたこの方を通じて、別途商工会議所に言っていただいて、そうしましたら私たちの中で議論させていただいて、意見をまとめることはできるとは思いますが、その辺の捌きを少し上手にやっていただかないと、結局、おそらくその他の団体の皆様も同じことが言えると思うのです。観光協会の方

	<p>でも、ここでは代表して意見を言えないなということになると、自由な発言ができなくなってしまうと思うので、その辺の配慮もぜひお願いしたいと思います。以上2点、よろしくお願ひします。</p>
松岡副事務局長	<p>まず、懇話会の目的ということですが、こちらの懇話会は、新市まちづくり計画を作るにあたって、市民意見としていただいたものを参考として、計画の中に入れ込んでいくものですので、ここは策定する場ではないということが1点となります。</p> <p>2点目の団体推薦の関係ですが、こちらは団体に推薦依頼という形では行っていますけれども、その団体を背負ってくるというよりは、団体にいた方の経験でしたり、知識、経験を含めてご意見をいただくということで参加をしていただきたいと思います。商工会議所としては、委員自身が代表として出ていただいているので、あくまでも、懇話会はメンバーとしてご意見をいただければと考えております。</p>
加藤会長	<p>よろしいですか。その他いかがでしょうか。</p> <p>またしても、大杉委員がいらっしゃいますので、今回、協議会という公式な場と、より多くの広範なご意見を聞くために、懇話会を設置するという2つの構造になっていますけれども、皆さんがご懸念されている点について、委員の方から、これまでのご経験を踏まえてご示唆があればよろしくお願ひします。</p>
大杉覚委員	<p>今、様々なご意見が出されましたけれども、それぞれのご意見がもっともな点だなと思っております。2市が合併をしていくにあたって、当然その両市の市長、議会、そして行政が、それぞれきちんとした協議の場を持って検討していくことは当然ながら重要なことですけれども、やはりその両市の市民が、両市の将来のあり方についてきちんと考えていく場を設ける、そして、そうした協議の場に意見を反映できるような形にしていく、こうした場を確保していくということが非常に重要なことだと思っています。</p> <p>今回の懇話会につきましては、時期的には来年の1月から3月ということで、非常に限られた期間かもしれませんけれども、この期間で、その段階での議論のあり方については、事務局の方からもお話をありましたように、新市の建設計画を作っていく上で</p>

最初の段階の重要な部分で、今あるのはある意味で両市のそれぞれ、先程から会長はじめお話しされているように、総合計画なりがあるんですけれども、両方を合わせた時にどう捉えていくのか、それぞれの市民が考えていく場を持つ最初の機会にもなってこようかと思います。こうした意味で、あくまでもこれはファーストステップであって、全体の両市の合併の中の第一段階ですね、こうした場を設けて、個々の市ではなく、全体としてそれぞれの市民が考えた時にどのような捉え方をされるのか。もちろん新市計画にがっちり当てはまるようなものを出していただければそれはそれでいいことですけれども、アイデア出しというような場であっても、私は充分だと思うんですね。それをまた、もう少し具体化していくというのは、この協議会の場での役割になってこようかと思いますし、さらにそれを実行していくのは、行政はもちろんのこと、新市の市民が実際にやっていくことかと思っておりままでの、こうした全体のムーブメントに繋がっていくような第一歩だということを、きちんと、参加される方々にも理解いただき、また我々もそのような観点からこの場を見ていくことが必要になってこようかなと思います。

そういう意味で、少し厳しいことを言うと、もう少しあたくさんの応募があっても良かったかなと思います。まだまだある意味で厳しく考えないといけないのは、なかなかこれだけの機会集まつていだたくということですから、そうたくさんは出て来られないにしても、こういう場に関して興味を持っていただけるように、これは事務局の方にもお願いしたいことですけれども、両市の市民に対して情報提供等をきちんとしていただきたいと思っております。

加藤会長

ありがとうございます。

それでは、ご質疑等も尽きたようでございます。

「報告第6号 新市まちづくり市民懇話会のメンバー募集の結果について」は、ご確認いただいたということで、よろしくお願ひいたします。

先程、この前の協議第11号の中で、ご確認いただいて、原案のとおり承認するという形で申し上げました。この中に、私の手落ちで、今村委員ご指摘の小委員会の審議期間について含有した

	<p>つもりでございましたけれども、これについては明確に条件付けとして改めて確認させていただいたほうが良いと思いますので、この「協議第11号 小委員会の設置について」につきましては、審議の期間も設置要綱の中に定めていくということ、これを条件として承認するという形の議論だったかと思いますので、それでよろしければ、会長権限でこの修正案を定めていくということでよろしければご了承いただきたいのですが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
加藤会長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、ここで10分ほど休憩を取らせていただきます。再開は、3時ちょうどでお願いいたします。</p>
	<休憩>
加藤会長	<p>それでは、休憩前に引き続きまして協議会を再開したいと思います。先程までの段階で、次第「3. 議事」については終了したところでございます。</p> <p>続きまして、「4. その他」に移らせていただきます。</p> <p>「(1) 第3回会議の予定について」を議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
早川副事務局長	<p>それでは、「4. その他」のうち、「(1) 第3回会議の予定について」を説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料1「小田原市・南足柄市『中心市のあり方』に関する任意協議会 第3回会議の予定」をご覧ください。</p> <p>こちらに記載しましたとおり、次回の会議は、平成29年1月24日、火曜日、午後1時30分から5時まで、会場は小田原市役所大会議室での開催を予定しております。</p> <p>会議の内容のうち、「3. 議事」につきましては、まず「(1) 協議事項」では、合併関係項目として「合併の方式について」と「合併の時期について」の2件です。</p> <p>「(2) 報告事項」では、総括的項目としまして「広報事業の実施状況について」の1件と、合併関係項目として「新市まちづくり市民懇話会の構成について」及び「合併の効果と課題に関する</p>

	<p>調査の結果について」の2件です。広域連携関係項目としまして「新たな広域連携体制に係る検討状況について」の1件を報告させていただく予定でございます。</p> <p>このうち、合併の効果と課題に関する調査の結果につきましては、今後の協議の参考資料とする目的としまして事務局において実施しました「平成の合併に見る合併の効果と課題に関する調査」の結果を報告させていただくものでございます。</p> <p>以上をもちまして、「(1) 第3回会議の予定について」の説明を終わります。</p>
加藤会長	<p>ただいま事務局から、資料1に基づきまして「第3回会議の予定について」の説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。</p> <p>大村委員。</p>
大村学委員	<p>いよいよ、第3回のところに協議事項として、合併の方式、時期について協議するというお話ですが、これは非常に大きな大きな話だと思います。逆に言うと、これが決まらないことには、この協議会も先に進まないことになりますね。合併の方式、あるいは時期、これらは協議4項目の他の3、4と自ずから進んでいくと思いますけれども、でも大きな話ですので、ひょっとしたら協議がまとまらずにお互いがそれぞれの市に持ち帰るということもあり得るかもしれませんと思います。</p> <p>要するに何が言いたいかというと、合併の方式等を、次回3回目で決定する方向で考えているのか、これを確認させてください。</p>
加藤会長	事務局の方から説明させます。
早川副事務局長	<p>次回の予定としまして、合併の方式と合併の時期を出させていただいております。</p> <p>先程、25項目の協議項目をお示しいたしました、トップの方から順番にということで議題に上げておりますけれども、すべての案件に共通することですが、1回の会議では決まらない事項ももちろんあります。</p> <p>ただ、次回の場ではこちらの方式と時期につきましては、議題とさせていただいて、取扱いをお諮りするといったことで予定し</p>

	ております。
大村学委員	今の説明では今一步理解できなかったのですが、要するに3回目でこれを協議して、この場で1月24日の時点で、合併はこういう方式にしましようと協議しきってしまうと考えてよろしいのか。
早川副事務局長	<p>こちら、協議項目25項目上げたものにつきまして、順に決定していくのが筋でございまして、そのとおり進め始めていくのですが、内容によってはその都度決まらない場合もございます。</p> <p>ただ、順番にお諮りして審議いただき、決定する、しない、というのは協議次第でございますので、いずれにしてもお諮りはさせていただくということで、ご理解いただきたいと思います。</p>
大村学委員	<p>仮に諮って、この大事な合併の方式というのが3回目で決まりきれずに、ひょっとしたら各市に特別委員会がありますから、持ち帰るようなこともあり得るんじゃないかなと懸念しています。</p> <p>もしそうなった場合は、タイムスケジュール的には事務局としてはどのようにお考えですか。そのようなことを避けるために、どうしてもこの日までには方式等が決定する方向であるべきと考えているのか、持ち帰ってもやむを得ないと考えているのか、どちらかをお答えください。</p>
早川副事務局長	大村委員のご指摘のようなことは当然懸念されると思いますので、そういうご意見を踏まえまして、第3回の議事の諮り方、そちらについては少し調整をさせていただきたいと考えています。
加藤会長	<p>今の件、私の方からお話しします。</p> <p>この協議の次のところで、方式自体を決定するということにはならないです。あくまで、議論をしていく上で、この後事務局の方から方式についての資料の裏面で説明をさせていただきますが、その議論の前提を決めておかないといけないということにおいて、そのどちらの方式を考えるかということの議論をしなければなりませんが、どちらに決定するということをこの場ですることはないので、ご懸念されるようにはならないと思います。</p>

	<p>効率よく議論していくための議論の枠組みの設営はしなくてはなりませんが、決定そのものをここでするということではないです。</p> <p>それでは、岡本委員。</p>
岡本俊之委員	<p>私も大村委員のご意見と通ずるところがあるのですが、而言いするのは私ども南足柄市の特別委員会でも、委員さん方と推移も含めて議論している最中なんですけれども、やはり我々がこの協議会の結果を持ち帰って、12月8日にまた特別委員会が開かれるんですが、そういった中で報告、質疑等、当局の方にも来ていただいてするのですが、やはりどうしても事後報告的になってしまふ状況がありまして、我々も代表する委員としてここへ参加するにあたり、予め議員さんの考えを聞く機会もないのが現状です。</p> <p>今回の協議案件をいただいてから、当然これは他言無用、秘密裏でなくてはいけない重要な取扱いなので、そういった議論もせずにこの場に臨んでいる現状があります。</p> <p>そうなりますと、そういった特別委員会にはあくまでも事後報告だけになって、特別委員会である程度意見を集約したものをして持つて来ることができない状況が、会議の運営上、私の立場上困るというのもあるのですが、そういう部分が懸念されます。</p> <p>したがいまして、ある程度いただける情報を事前に特別委員会の方にも出していただきたいなと思うのですが、その辺は可能なのでしょうか。</p>
早川副事務局長	<p>協議会において、次回何を協議するのか、その必要な材料、論点といったものを予めご提示いただきたいといった趣旨だと思いますが、実は今回、資料1の裏面に「合併の方式」に係る検討資料ということで添付をさせていただいておりまして、この後ご説明させていただこうと思っていたのですが、次回の合併の方式に関する事項として、こういった材料をご提案させていただき、こういった形で説明させていただければと思っております。</p>
岡本俊之委員	<p>そうなりますと、私ども議会の方に持つて帰った時に、もう新設もしくは編入を次の会議で決めてしまうのか、とそういった議論に陥ってしまう。やはりその辺が非常に会議を進めていく上で重要な点ではないかと思いますので、ご配慮いただければと思ひ</p>

	ます。
加藤会長	<p>いずれにいたしましても、先程来ご議論が出ていますように、限られた期間と回数、これについては必要があればまた質疑になろうかと思いますけれども、その中で、より効果的に議論していくための議論の枠組みの設営がどうしても必要になってきますので、そういうものに関わる部分が資料の裏面に出てくることになりますけれども、いずれにしても、今日この後の時間の中でその辺りは説明させていただいた上で、次回の第3回の議論で重要な点についての、当然この協議会としての諮りをどうするかということを皆さんにお諮りする形になろうかと思います。</p> <p>いずれにいたしましても、各市の特別委員会の中で必要な情報については、協議会事務局の方で持っているものを、ご提供できるものについては資料として出せるものは出していきたいと思いますので、それはまたそれぞれご依頼していただければと思います。</p> <p>それでは、今、資料1に基づきまして、第3回の会議の予定、そこで議論させていただく内容の項目出し、こういったことについては説明させていただきましたので、年明け1月の皆様のご予定をお願いいたします。</p>
加藤洋一委員	<p>第1回会議の時に年間協議予定、資料1というものをいたしているのですが、その中で、第3回で協議することといったら、資料1に書いてあるのは、小委員会における協議状況ということが書いてあるんですね。小委員会における協議状況というのは先程出ました、議員の定数、任期、報酬等を検討するその小委員会の検討状況をやるんだと、年間スケジュールには出ていたんですけども、今回これ消えているんですよね。消えてるというかなくなっているんですけど、これはわざと抜いているのか、それとも落ちているのかどちらでしょうか。</p>
加藤会長	事務局、お願いします。
早川副事務局長	ご指摘のとおり、第3回で小委員会における協議状況を報告させていただいくと、前回第1回会議の協議予定のスケジュールの中でお示ししておりました。

	実は今回、今日の会議において小委員会が設置承認されれば、当然そいつた形になっていくと思っておりましたけれども、これからこの第2回会議で小委員会設置についてお諮りするという段階では、第3回で小委員会の報告をするということで、そこは確定的に書けなかったものですから、第3回の予定の資料には入っておりませんでしたけれども、ここで今日、第2回のこの場で小委員会設置をご承認いただきましたので、第3回以降、小委員会の協議状況については報告させていただきたいと思います。
加藤会長	加藤委員、お願いします。
加藤洋一委員	ということは、今日配られた資料1には入っていないけれども、やるという理解でいいですか。
林事務局長	小委員会の設置そのものが、今回の協議事項ということで協議の議を経ないうちに、次回の予定に予め盛り込んでおくということを事務局としては懸念したものですから、そういう意味では、今日の協議事項として決定いただきましたので、第3回の予定の中には小委員会における協議状況の報告というものを追加として書き加えていただくということでご理解いただければありがたいです。
加藤洋一委員	ということは、これが1月24日に第3回任意協議会が開催されますと、その時までに、先程のメンバープラス会長が指名するどなたかと一緒に、もう何回か検討しなくてはいけないという小委員会のスケジュールはもうあるということですね。今日以降、8名の議員プラス第3者が入って、委員の定数、任期、報酬を決める会議を何回か開催して、それでこの1月24日になると、結構時間的にスケジュールきついような気もするのですが、そういう理解でいいんですか。
早川副事務局長	ご指摘のとおりでございます。今、事務局としましては、この第2回会議で小委員会設置をご承認いただきましたので、第3回までの間に少なくとも1回は設置をして、その中で小委員会の例えば委員長を決定するとか、スケジュールの内容を決定するとか、そういうことは少なくともこなしていきたいと考えております

	す。
今村洋一委員	<p>今の事務局の意見は、間違っていると思います。小委員会の設置は今日決まりましたけれども、次回にやるという、これから説明のある新設合併と編入合併の議論が済まなければ、小委員会でまったく議論の方向が違ってきます。それは、事務局が訂正すべき方向性だと思います。あくまでも協議会で、合併の方式をどうするか、これを両方やっていくことは事務的に無理なんでしょうから、あくまでも協議会の中で、両市民に示すシミュレーションを作っているという中で、どちらかのシミュレーションにしていくという考え方が決まらないとですね、議会の小委員会で何を議論すると言うのですか。それは、事務局の方で訂正してもらいたいと思います。</p>
早川副事務局長	<p>先程、小委員会の規程の中で3項目挙げさせていただきまして、1つ目は合併後の市の議員の定数、2つ目に特例の適用と、3つの報酬と3項目ありましたけれども、おっしゃるとおり、2点目と3点目ですね、これについてはなかなか議論しにくいかなと思いますけれども、1点目の合併後の市の議員の定数については、合併の方式に関わらず議論が可能かなと思っております。そこは、今後の方針を含めた協議の進捗を見ながらということになりますけれども、そういう意味では、小委員会の開催は可能だと考えております。</p>
今村洋一委員	<p>定数をいくつかとか、そういう議論より何よりも、合併の形式を新設にするのか編入にするのか決まらないと、定数の議論にしたって、ただ委員長、副委員長を決めて話し合ったという形式だけ協議会に報告してもしょうがないじゃないですか。</p> <p>小委員会というのはある程度、会長からいただいた質問についてちっと答えを出していく、そのためには両議会の特別委員会でまずこなさないといけない。合併の方式がある程度定まらないと、定数の議論なんてできないですよ。ましてや報酬にしたって、具体的にいただいた3つのテーマ、それを具体的にしていくためには、まず合併方式をどのようにシミュレーションしていくのか、これが決まらないと、小委員会で会長が、じゃあ次の協議会までに出してくれと、それは無理ですよ。それは、ただ形式的に小委</p>

	員会を立ち上げましたという報告だけの、実体のないものになってしまうじゃないですか。そんな形で無駄な時間を使うのであれば、第3回できちっとこの協議をして、その上で小委員会をやっていただきたいと思います。
加藤会長	ご意見ありがとうございます。事務局、どうでしょうか。
早川副事務局長	今村委員のご指摘、ごもっともと思いますので、方式なりの前提があった上での、小委員会で議論をすべきとのご指摘でございますので、そういう方向での調整をさせていただきたいと思います。
加藤会長	<p>先程、加藤委員のお話の途中で終わってしまったんですけれども、第3回会議の予定の説明をさせていただきましたが、この資料1の裏面に印刷されております、合併の方式、これに関しましては、今皆さんからご懸念いただいておりますように、今回の協議の中で非常に重要な部分でございます。この合併に関する協議項目の中で最も基本的な項目の一つでございますので、これについては、次回の冒頭でご議論させていただく前に、今日の段階で少しお時間いただきまして、事務局からその概略を説明させていただくことが重要かと思いますので、少しお時間いただいて、ご説明をさせていただきます。</p> <p>では事務局からお願ひいたします。</p>
早川副事務局長	<p>それでは事務局から、資料1の裏面にございます『合併の方式』に係る検討資料について説明をさせていただきます。</p> <p>この合併の方式につきましては、地方自治法及び合併特例法による区分としまして、新設合併と編入合併の2種類がございます。</p> <p>まず、その定義でございますが、新設合併は、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くものと定義されております。その場合、法人格は、2市ともに消滅し、新たな法人格を持つ市を置くことになります。</p> <p>一方の編入合併につきましては、市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものと定義しております。編入合併の場合は、2市のうちいずれかの市の法人格が消滅し、もう一方の市が存続するということとな</p>

ります。

次の、市の名称と、その下の事務所の位置、これはすなわち市役所の本庁舎の位置ということになりますが、新設合併の場合は、両市の法人格が消滅することに伴いまして、根拠となる規程がなくなりますので、市の名称と事務所の位置を新たに定めるということになります。

一方、編入合併の場合は、市の名称や事務所の位置の取扱いに関する法的な定めがございません。したがいまして、協議によって特段の定めをしなければ、存続する側の市、つまり編入する側の市の規程が適用されることになります。

次の、特別職職員につきましては、新設合併の場合は、両市の法人格が消滅することに伴いまして、両市の特別職職員が全て失職します。そして、合併から 50 日以内に、合併した市の市長選挙が行われます。

編入合併の場合は、編入する側の市の特別職職員の身分は変わらず、編入される側の市の特別職職員が全て失職することになります。

次の、一般職職員につきましては、合併特例法において、いずれの合併方式であっても、合併後の市に身分が引き継がれることができます。

次の、議会議員につきましては、特別職職員と同様に、新設合併の場合は、両市の法人格が消滅することに伴いまして、両市の全ての議員が失職します。そして、合併から 50 日以内に、合併した市の議会を新たに設置するための選挙が行われます。

編入合併の場合は、編入する側の市の議員の身分は変わらないわけですが、編入される側の市の議員が全て失職することになります。

ここで、新設、編入のいずれの場合も、少なくとも一方の市の議員が一斉に失職するという身分上の問題、また、民意を代表する議会としての機能が一時的に低下したり不均衡になったりする問題を回避するために、合併特例法には、在任特例や定数特例の定めがございます。このことについては、先程、協議第 11 号で設置の承認をいただきました議員定数等小委員会において、調査、審議を行うことになります。

次の、条例・規則については、新設合併の場合は、両市の条例・規則が全て失効しますので、合併後に設置される市議会で必要な

ものを全て議決する必要がございます。

編入合併の場合には、編入される側の市の条例・規則が全て失効し、編入する側の市の条例・規則が適用されることになりますが、事務事業調整の結果等を踏まえて、多くの条例・規則について改正の手続きが必要になるものと見込まれます。

最後の、予算編成につきましては、新設合併の場合は、最初の選挙が執行されるまでに市長と議員が不在となる期間が必ず発生しますため、暫定予算を編成し、職務代理者がこれを執行することになります。

編入合併の場合は、法律上の定めがございませんが、編入する側の市が継続的に予算を編成・執行することになり、編入される側の市の区域に関する予算については、予め協議をしておいて、編入した側の市長が専決処分するという例が一般的でございます。

資料の説明は以上でございますが、合併の方式が直接的に、または大きく影響するのは、概ねここに挙げた事柄になります。

ここで、よくいただくお尋ねとしまして、新設合併と編入合併のほかに、対等合併と吸収合併があるはずだが、どうなっているのか、というお尋ねがございます。また、この表に載っていない数多くの事務事業の調整、サービス水準の調整はどうなるのか、あるいは、編入合併の場合は、すべて編入する市のルールが適用されるのではないか、といったお尋ねがございますが、これらはいずれも、事務事業調整の仕方に関係する疑問でございますが、人々、新設か編入かという合併の方式と、事務事業調整の仕方には直接の関係はございません。つまり、編入合併の場合はすべて編入側のルールを適用する、といった決まりはないということでございます。

このことに関しまして、この協議会におきましてはすでに、事務事業調整は合併の方式とは区別して検討、協議することを、第1回会議で決定しております。協議第5号として、合併に係る検討方針をご承認いただきましたが、その中で、事務事業調整については、スケールメリットや行財政改革の効果により、財政効果が確保できるよう調整を行うと定めております。

この検討方針の意味するところは、事務事業調整は、両市にとって行革効果を最大にすることを目指して、合併の方式とは関係なく、対等の立場で調整しましょうということでございます。こ

	<p>のような対等の立場で行います調整方法に対して、先行例では、編入合併と決めたら、すべての事務事業は編入側のルールを適用するということを原則として、一方的な協議が行われることが多くございました。そのような調整方法を指して、俗に、吸収合併と呼ばれることがあり、それが感情的な対立に至ったケースもあったように聞いております。</p> <p>2市協議の場合はそうではなく、合併の方式に関わらず、事務事業調整はあくまでも対等の立場で行うということをすでに決定しております。</p> <p>この、対等の立場で調整を行うという方針を前回、確認、決定したことによりまして、この2市の協議において合併の方式の違いが大きく影響する事柄というのは、概ねこの表に示す範囲のものになっている、という風にご理解いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、「『合併の方式』に係る検討資料」についての説明を終わります。</p>
加藤会長	<p>第3回目以降のこの協議会での議論の入り口のところで非常に重要な議論をしていくことになりますけれども、その議論の前提として今日は、合併における2つの方式についての概要の説明を、今事務局からしていただいたところでございます。</p> <p>内容等について、皆様からご質問、ご確認等がありましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、特に内容についてご質疑もないようでございますので、以上で、本日の会議日程はすべて終了になりますが、この際ですので何か委員の皆様からご発言等ございましたらお願いいいたします。</p>
加藤会長	加藤委員、お願いします。
加藤仁司委員	第1回目から、今度の第3回目については案内という形まではなっていませんが、日時の設定で終わりの時間が5時までと設定されています。それで案内をいただいているのですが、この5時までという根拠はどういった形なのでしょうか。

早川副事務局長	元々、この協議会の中で取り扱う事項が非常に多いというのはご覧のとおりでございますが、また、先行例を参考にさせていただいている中で、1回の協議に半日や1日かけている例も確かにございました。そういったことも踏まえて、少し長めではございましたが、今回5時までと設定させていただきましたが、次回の協議内容を踏まえて、ここは調整、検討させていただきたいと存じます。必ずしも5時までかかる場合があれば短縮した形で調整させていただきたいと思います。
加藤仁司委員	今、事務局からのご説明にもありましたけれど、確かに今日も5時前には終わるだろうと思いますけれども、どうしてもお尻の時間を決められるのは、式典とか、そういった決まりきったことはできますけれども、やはりこういった協議会という形になりますと、お尻の時間を決めているということは、皆さんお忙しい方だから、大枠の時間を掴みたいということでは理解できますけれども、やはりこれから協議、先程からお話をありますように、かなりガチンコというか、いろいろな協議内容が濃くなってくると思いますので、できればお尻の時間は入れなくてもいいんじゃないかなと思います。あとは事務局の方で、調整していただければと思います。
加藤会長	ご意見ありがとうございます。 その他、いかがでしょうか。 それでは、特にご発言等もないようでございますので、以上で議事を終了させていただきます。 それでは閉会にあたりまして、副会長であります、南足柄の加藤修平市長からご挨拶をいただきたいと思います。
加藤副会長	皆様には、長時間にわたりまして、慎重なるご審議、そして貴重なご提案を頂戴いたしました。感謝申し上げます。また本日は、大杉先生にもご出席いただき、大変貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。 総括的項目、合併関係項目について、具体的な取組の一定の方針付けができるところでございます。 皆様方からいただきましたご意見、ご提案を尊重しながら、今後とも市民目線での協議、そして情報の共有化、見える化を図り、

	<p>まずはニュートラルな闇達な議論を、そして誤解のない議論のためのシミュレートなどを含めて、様々な議論を合意形成の中で重ねてまいりたいと思っております。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>
加藤会長	<p>加藤副会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第2回会議を閉会とさせていただきます。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。</p>

